

# 災害用臨時 ごみステーションの登録

## 宮崎県延岡市

- 人口※ 114,078 人
- 自治会加入率 72%
- 実施時期 平成 18 年度

※令和 6 年 12 月 10 日時点自治体ホームページ掲載情報

## 取組むことになったきっかけ

延岡市内は 4 つの一級河川が貫流し、台風の通り道となることも多く、洪水や竜巻による被害が発生しやすい地理的状況となっています。

特に大きな被害を受けた平成 17 年 9 月の台風 14 号では、市内のいたるところに勝手集積所が発生し、片付けごみが混合状態で山積みとなったため、収集に時間がかかり、復旧への影響が生じました。このことを教訓に、延岡市は、平成 18 年度から、災害ごみの地区集積所となる災害用臨時ごみステーションの選定を開始しました。



平成 17 年 9 月台風 14 号勝手集積所の発生

## 取組内容

平成 18 年度から区長等の協力を得ながら、災害ごみの地区集積所となる災害用臨時ごみステーションの選定が開始されました。まずは、過去に風水害による被害を受けた 60 地区を対象に選定が行われました。平成 23 年度からは、東日本大震災の発生を踏まえ、選定の範囲を市内全域に拡大して、令和 6 年には、市内全域で公園、グラウンド、公民館等の公有地や、駐車場、空き地等の民有地など自治会ごとに約 900 か所が選定済となっています。地域の実情等により場所の選定が難しい場合は、普段使用しているごみステーションを災害用臨時ごみステーションとして登録しています。

① 各地区の区長等に災害用臨時ごみSTの選定依頼を行う。



② 区長等から連絡を受け、選定場所の確認作業等を行う。



③ 確認作業の終了後、災害用臨時ごみSTの位置情報等を「ごみ収集運搬情報管理システム」に記録。



④ 災害用臨時ごみSTの位置図を各地区（区長等）に配付し、地区での保管と住民への周知を依頼。



⑤ 災害用臨時ごみSTの位置図やその他情報をファイルし、クリーンセンター及び各総合支所市民サービス課で保管。

災害用臨時ステーション選定の流れ

選定場所ごとに写真を登録

- ・ 選定場所へのアクセスルート
- ・ 出入口、フェンスや施錠等の状況

- ・ 軽トラ、小型車、平ボディ、大型車、ダンプ車ごとの通行可能車両情報
- ・ 作業性として、出入り口個所数、幅、車止めの有無、侵入可能性の情報を登録

### 災害用臨時ステーション設置の要件

- ①重機等の特殊車両が作業できる十分な広さと、大型車両が通行可能な道幅が確保された場所を選定する。
- ②特に高齢者世帯などへの負担も考慮し、被災地区及び被災地区に比較的近い場所で数を多めに選定する。
- ③設置場所として民有地（空地等）を選定する場合は、必ず所有者の了承を得ること。

## 取組の効果・影響

### 周知・啓発及び地域との連携による分別の徹底

延岡市では、平成 28 年 9 月の台風 16 号で市内の一部地域で浸水被害が発生し、初めて災害用臨時ごみステーションが開設されましたが、看板の設置や住民への周知が不十分だったため、片付けごみが混合状態で出されてしまうという事態になりました。また、便乗ごみと思われるリサイクル家電等の排出も見られました。そこで、この年の 12 月、各地区の区長等に向けて、災害用臨時ごみステーションの位置図とあわせて災害ごみの分別等による排出のお願いの文書を送付し、地区住民への周知を依頼しました。

翌年、平成 29 年 9 月の台風 18 号による被害を受けた際には、早い段階で、市は被災地区の区長と協議し、分別用の看板を設置したうえで災害用臨時ごみステーションを開設したことから、分別を徹底することができました。

災害ごみの分別徹底に向けた取組みとして、市は現在も、様々な場面で住民や災害ボランティアへの周知・啓発に取り組むとともに、地域との連携に努めています。



住民等への啓発の取組

災害用臨時ごみステーションの選定に加え、災害時のごみ分別に対する住民の理解と協力を得るため、様々な場面で住民や災害ボランティアへの周知・啓発に取り組んでいます。中でも、クリーンステーション指導員講習会では、毎年多数の方が参加し、平時及び災害時のごみ分別等について説明が行われています。

- \* 地区担当職員による地区訪問（随時、対象：区長等）
- \* ごみステーション維持管理補助金申請受付（年1回、対象：区長等）
- \* クリーンステーション指導員講習会**  
（年1回、対象：区長及び指導員 ※毎年600人以上が参加。）
- \* 区長会（年1回、対象：区長等）
- \* ごみ分別説明会（随時、対象：地区住民）
- \* ごみの出前講座（随時、対象：市民）
- \* 災害ボランティア養成講座（年1回、対象：ボランティア）



クリーンステーション指導員講習会①



クリーンステーション指導員講習会②



区長会



災害ボランティア養成講座

啓発の会場の様子

自治体の声

地区担当職員による地区訪問時（随時）やごみステーション管理のための補助金申請受付時（毎年1回）に、区長等と、災害用臨時ごみステーションの位置や新設・変更、災害ごみの分別等について、確認を行っています。その効果もあってか、災害時に区長が自ら看板を作成して分別をしたうえでの排出を促した地区もあります。

災害時に災害用臨時ごみステーションを適正に管理するためには、住民や災害ボランティアの理解と協力が不可欠であり、そのためにも平時から継続的に周知・啓発に取り組むことが必要と考えています。

そのうえで、災害用臨時ごみステーションの規模等によっては人員を配置したり、職員が巡回して分別状況を確認するなど、状況にあわせた対応をとることも必要だと考えます。



自治体の声

令和4年9月の台風14号による被害を受けた際、初動対応の遅れなどから、市内の一部地域で、勝手置場の発生や災害ごみの混合排出が見られました。

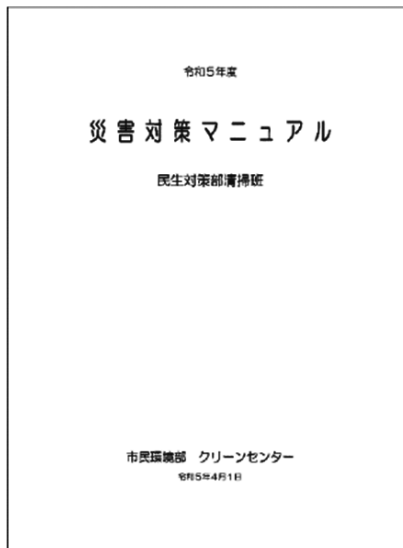
このことから、災害用臨時ごみステーションの適正管理のためには、住民や災害ボランティアの理解と協力が不可欠であり、平時から継続的に周知・啓発に取り組む必要があること、住民の理解と協力を得るためには、職員の災害対応能力が必要であり、職員の災害対応力の維持向上を図ることが重要であることを改めて確認しました。

その一助になればと、住民向けの災害廃棄物ハンドブックを作成して、啓発の機会に配布しています。

また、職員向けの災害対策マニュアルを作成し、災害時に備えています。



住民向け災害廃棄物ハンドブックの作成・配布



【職員向け災害対策マニュアルの内容例】

災害用臨時ごみステーションの開設

- 被害状況の確認等を行い、被災地区の区長と相談したうえで、災害用臨時ごみステーションの開設を決定する。
- 開設にあたり、ごみの種類ごとの看板やロープ等による仕切りをし、分別をしたうえでの排出を促す。
- 災害用臨時ごみステーションの管理については、区長をはじめとする地区住民による見守りを願います。ただし、ステーションの状況等に応じて、市職員等による受け入れや案内のための人員配置が必要。
- 災害用臨時ごみステーションの開設場所やごみの出し方等について周知を行う。

